

事務局規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人新潟県フードバンク推進協議会（以下「当会」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局)

第2条 事務局は、総務、企画広報、事業等必要な業務全てを運営する。

2 事務局が行う業務については別紙「業務の概要」

第3章 職 制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 専任職

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職 責

(職員の職務)

第4条 当会の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、代表役員の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 各部の専任職は、事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、事務局長が行う。

2 職員の職務は、事務局長が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表役員又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 代表役員又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細 則) 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表役員が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和7年2月18日から施行する。(令和7年1月30日設立総会決議)

業務の概要（別紙）

- ① 理事会・総会運営
- ② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理
- ③ 事務局運営における総合調整
- ④ 人事及び労務
- ⑤ コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む）
- ⑥ 内部通報窓口
- ⑦ 規程類の制定及び改廃
- ⑧ 購買その他の内部システム関係
- ⑨ 広報、プロモーション及び事業報告
- ⑩ 国内外動向調査分析提言
- ⑪ 助成金等申請
- ⑫ システム構築及び運用
- ⑬ 研修（インターン生）
- ⑭ その他上記に関連する事項